

# 札幌姉妹都市協会規約

平成 24 年 4 月 1 日制定  
平成 25 年 5 月 9 日改正  
令和 8 年 5 月 28 日改正

## (名 称)

第1条 協会は、札幌姉妹都市協会(以下、「協会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 協会は、札幌市と札幌市の姉妹都市・友好都市(以下「姉妹都市」という)相互の間において、市民主体の交流を図るため、公益財団法人札幌国際プラザ(以下「プラザ」という)と連携し、札幌市と姉妹都市間の友好親善に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 協会は前条の目的を達成するために次にかかげる事業を行う。

- (1) 姉妹都市提携の趣旨の普及
- (2) 姉妹都市に関する情報、資料の収集・提供及び姉妹都市への札幌市の紹介
- (3) 姉妹都市交流に関する諸事業の企画・提案
- (4) その他、姉妹都市交流の推進のために必要な事業

## (構 成)

第4条 協会は、札幌市内を中心に姉妹都市交流を行う団体によって構成する。

2 協会の構成団体は、別紙のとおりとする。

## (役 員)

第5条 協会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長はプラザが推薦し、会の合意を得て定めることとする。

3 会長は協会を代表し、会議の進行を行う。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 協会の会議は、会長の同意を得て、プラザが、必要に応じて招集する。

2 協会は総会を年 1 回以上開催する。ただし、総会において決議を要する事項がない場合は、総会に代えて連絡会議を開催することができる。

## (部 会)

第7条 協会は事業を行うために必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会には協会の構成団体以外のものを参加させることができる。

(顧問)

第8条 協会の活動に対して必要な助言を求めるため、顧問を置くことができる。

(オブザーバー)

第9条 協会活動の円滑な運営に資するため、オブザーバーを参加させることができる。

(事務)

第10条 協会に関わる事務はプラザが行う。

(補則)

第11条 前各条に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長とプラザが協議の上、定める。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年5月9日から施行する。

(別紙)